

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	波賀町齊木3区 (波賀町齊木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に作付けし、葉わさびと自然薯、山椒を栽培している。高齢化で農地法面の草刈作業や農地保全が負担になっている。生産者が高齢化で、次の担い手が確保出来ていない。中心的な担い手の農地管理（草刈作業等）が負担になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に作付けし、葉わさびと自然薯、山椒を栽培する。耕作が出来なくなった農地は、近隣の農業者が預かり、共同で支え合う体制を整備する。農地法面の草刈作業の負担を軽減するために、ラジコン草刈機の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業を効率化するため、定期的な話し合いを行い、担い手への農地の集積と集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業（田植え、稲刈り、粃摺り）の一部を農業法人に委託している。 防除作業の一部を地域外の事業者委託している。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③農地の法面管理の効率化を進めるため、ラジコン草刈機の導入を検討する。				